

第7次

えりも町社会教育中期計画

【令和4年度～令和8年度】



楽しく 健やかに 生きがいを実感できる まちづくり

～ 持続可能は地域社会の実現を目指して～



えりも町教育委員会

余 白

はじめに

町民が生涯にわたって学習や活動を実践し、心豊かで充実した人生を送ることができるよう、平成2年度からこれまで6期にわたって、えりも町社会教育中期計画を策定し、その時代に対応した学習環境の整備・充実に努めてまいりました。

しかし、令和2年からは世界全体で新型コロナウイルス感染症の猛威によって、人と人とのつながりが制限される事態となり、芸術鑑賞や各種事業をはじめ、町民の学習活動がこれまでのように行うことは困難になりました。

その一方で、インターネットを利用したオンラインによる新たな学習手段が生まれ、当町においても浸透してきましたが、情報通信技術（ICT）の環境が整っていない方への学習支援など新たな課題の解決に努め、町民皆様が豊かな感性などを育む社会教育活動の一層の充実を図る環境整備が求められます。

このように、様々な課題を踏まえて、「楽しく健やかに生きがいを実感できるまちづくり～持続可能な地域社会の実現を目指して～」を基本目標に、「第7次えりも町社会教育中期計画」を策定しました。

特に本計画は、人口減少や少子高齢化に伴う様々な地域課題がある中で、町民による社会活動への参加やSDGsの理念を取り入れるなど、「協働」と「共生」による生涯学習の推進を目指しております。

また、計画の柱、基本方針及び施策を推進し、町民皆様の心と暮らしが豊かになり、地域が活性化されますことを期待しています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました社会教育委員並びにスポーツ推進委員の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

えりも町教育委員会教育長 川上松美

余 白

目 次

第1章	第7次社会教育中期計画の策定について	
1	計画策定の意義	3
2	計画の名称と期間、位置づけ	4
第2章	えりも町社会教育中期計画の目標と考え方	
1	計画の体系	7
2	計画の体系図	8
第3章	計画の柱、基本方針及び主な取組内容	
I	人と人とのつながりを大切にする	
1	年代や地域を問わない交流の場や居場所をつくる	13
2	人から人へ知恵や技能を伝える	15
3	町民の自主的な社会活動を促進する	16
II	子どもたちの可能性を伸ばし、健全な心と体をはぐくむ	
1	子どもの好奇心や探究心を伸ばす取組を充実させる	17
2	自ら気づき考え行動し、相手を思いやることができる子どもを育てる	19
3	故郷を愛し、誇りをもてる子どもを育てる	21
III	知識や理解を深め、暮らしや人生を豊かにする	
1	個々の興味関心を大切にし、主体的な学習や活動を支援する	22
2	SNSの活用とICTの環境整備で、情報発信と利便性を向上させる	24
第4章	第6次社会教育中期計画の評価について	
1～3	評価目的、評価者、評価方法	29
4	評価結果	30
資料編		
	答申	41
	諮問	42
	えりも町第7次社会教育中期計画策定委員会設置要綱	43
	えりも町第7次社会教育中期計画策定委員会策定経過	45
	えりも町第7次社会教育中期計画策定委員名簿	46
	えりも町民憲章	47
	えりも町教育大綱	48

余 白

第 1 章

第 7 次社会教育中期計画の策定について

余 白

1 計画策定の意義

えりも町の社会教育においては、平成2年度にえりも町社会教育中期計画を第1次として策定以降、第2次(平成9～13年度)、第3次(平成14～18年度)、第4次(平成19～23年度)、第5次(平成24～28年度)、第6次(平成29年度～令和3年度)と6期にわたり、各時代の多様な要求や課題に応えるべく、計画の見直しを図ってきたところです。

そして、第6次計画では、平成28年度から10か年計画の第6期えりも町総合計画を踏まえ、町民一人ひとりの生涯学習活動の支援を推進してきました。

しかし、この間少子高齢化による人口減少や世界全体で猛威を振るう感染症によって、人と人とのつながりは希薄化する一方で、情報技術は急速に浸透し、既存の概念に捉われない新しい生活様式も受け入れられ、町民を取り巻く生活様式や意識は大きく変化しました。

このような社会環境の中においても、自主的・主体的な学び継続や地域社会や人と人とのつながりは不易としながら、情報技術も活かした新しい学びの提供など時代の変化に合わせることも大切であり、町民一人ひとりが心豊かで生きがいのある生活につながると考えます。

また、新たな社会の姿として国連サミットで採択されたSDGs「持続可能な開発目標」は、本町の社会教育の推進においてもその理念に配慮する必要も

あります。

ここに、現状の分析と課題の掘り起こし、第6次計画の評価を踏まえ、第6期えりも町総合計画とも整合性を図りながら、第7次計画を策定しました。

2 計画の名称と期間

名称 第7次えりも町社会教育中期計画

期間 令和4年度から令和8年度の5か年

3 計画の位置づけ

本計画は、令和8年度を最終目標年度とした5か年の中期展望に立ち、生涯学習振興に向けた当町社会教育の基本的な施策を示したものです。

計画の策定にあたっては、えりも町教育大綱やえりも町町民憲章の精神を尊重するとともに、第6期えりも町総合計画で示された考え方や施策を反映させています。

第2章

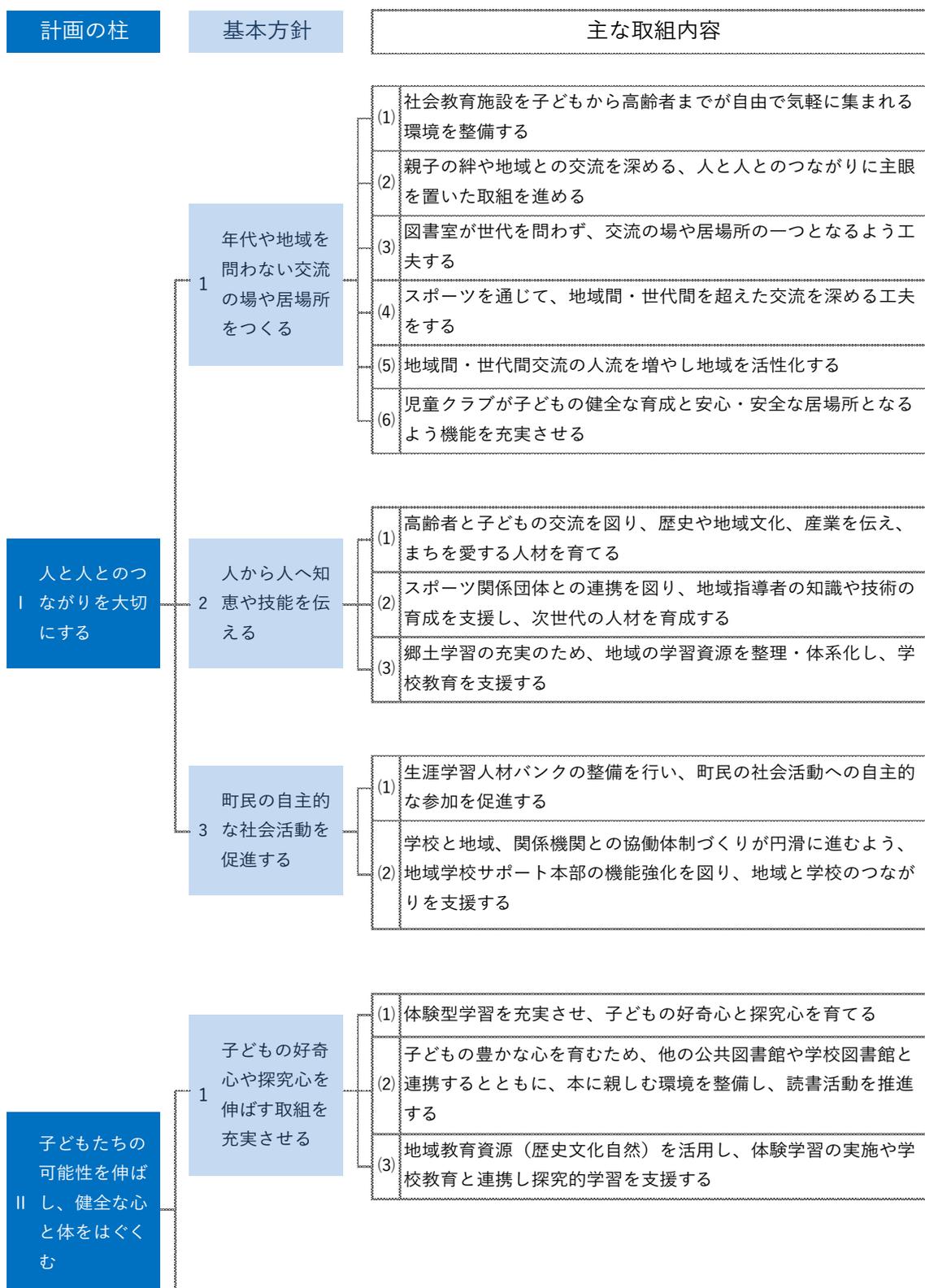
えりも町社会教育中期計画の目標と考え方

余 白

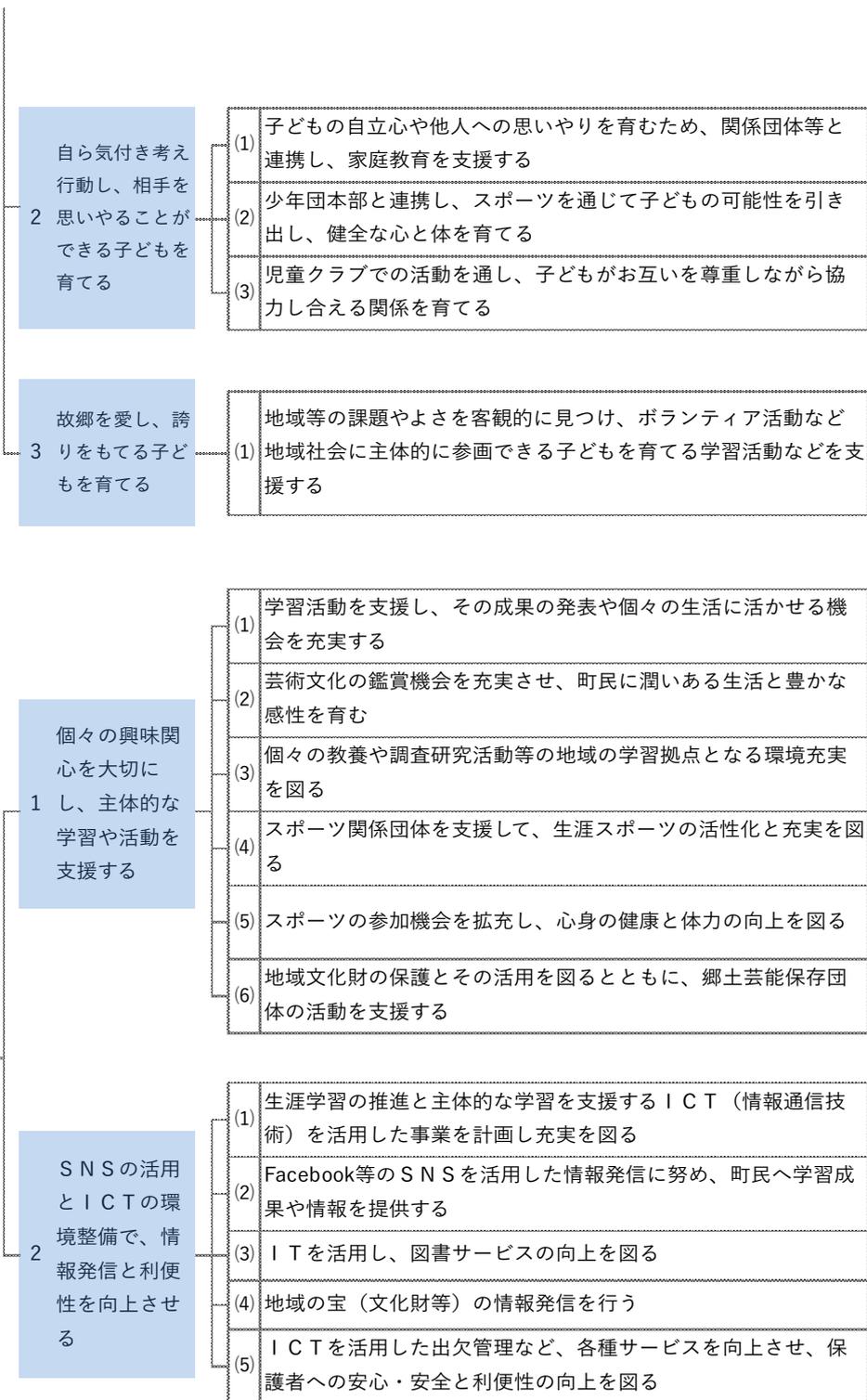
1 計画の体系



2 計画の体系図



III
知識や理解を
深め、暮らし
や人生を豊か
にする



余 白

第3章

計画の柱及び基本方針、取組内容

余 白

人と人とのつながりを大切にする

1 年代や地域を問わない交流の場や居場所をつくる

《 現状と課題 》

スマートフォンの普及に伴い、LINE（ライン）やTwitter（ツイッター）などSNSによって、間接的なコミュニケーションが気軽にできるようになりました。一方で人と人との直接的なコミュニケーションが成り立ちにくい世の中にもなりました。

しかしながら、このように人と人との関係性が希薄化するなかで、新型コロナウイルス感染症によって、改めて人と人が交流をもち、気持ちを通わせることの大切さも認識されてきています。

本町では、福祉センター（図書室含む）や町民体育館、郷土資料館が地域住民の交流の場として、広い世代で交流できる環境と機会を充実させる必要があります。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 社会教育施設を子どもから高齢者までが自由で気軽に集まれる環境を整備する

- ▷ 利用者の安全性や快適性にも配慮した施設管理や整備
- ▷ 既存施設の機能強化

(2) 親子の絆や地域との交流を深める、人と人につながりに主眼を置いた取組を進める

- 社会教育係
 - ▷ 親子参加型事業の充実
 - ▷ 青年団体と女性団体との交流の促進

(3) 図書室が世代を問わず、交流の場や居場所の一つとなるよう工夫する

□ 文化図書係

- ▷ 個人及び少人数グループの交流や学習の場を提供
- ▷ 図書室の居場所づくりに関する周知

(4) スポーツを通じて、地域間・世代間を超えた交流を深める工夫をする

□ 体育振興係

- ▷ 各種スポーツ大会や講座の充実
- ▷ 地区スポーツ指導員が連携し地域間交流の促進

(5) 地域間、世代間交流の人流を増やし地域を活性化する

□ 社会教育係

- ▷ 文化祭、高齢者教室生大会等の充実
- ▷ 地域における各種時節行事等への支援

□ 文化財係

- ▷ 文化財を生かした地域間交流事業の実施

(6) 児童クラブが子どもの健全な育成と安心・安全な居場所となるよう機能を充実させる

□ 児童クラブ係

- ▷ 指導員に必要な知識や技能を身に付けるための研修機会の確保
- ▷ 支援員（有資格）と補助員の適正な配置
- ▷ 学校や保護者との連携・協力の体制を強化

2 人から人へ知恵や技能を伝える

《 現状と課題 》

ライフスタイルや趣味嗜好の変化によって、生涯学習を推進する上で必要なまちづくりで活躍できるリーダーが不足しています。

特に指導者の高齢化や少子化による担い手不足は、後世へ知識・技術の継承や地域における伝統文化の伝承が困難となります。

本町では、関係団体への積極的な支援を行い、地域の伝統や文化を守るとともに、知識や技術を次世代へつなげる若手指導者の人材育成を図ります。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 高齢者と子どもの交流を図り、歴史や地域文化、産業を伝え、まちを愛する人材を育てる

□ 社会教育係

- ▷ 地区高齢者教室と学校の交流を促進
- ▷ 歴史や地域文化を記録し、次世代へ継承

(2) スポーツ関係団体との連携を図り、地域指導者の知識や技術の育成を支援し、次世代の人材を育成する

□ 体育振興係

- ▷ 関係機関と連携を図り、若手指導者の育成を支援
- ▷ 各スポーツ指導者の知識や技術を活かした講座の充実

(3) 郷土学習の充実のため、地域の学習資源を整理・体系化し、学校教育を支援する

□ 文化財係

- ▷ 学校と連携して、えりもの歴史や自然等にふれる機会の充実
- ▷ 町民有志と協働し、地域資源の保護活用

3 町民の自主的な社会活動を促進する

《 現状と課題 》

近年のライフスタイルや価値観の多様化により、社会活動をはじめ地域との関わりが希薄化しています。

しかし、町民一人ひとりが地域社会の一員として、まちづくりに関心を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが求められます。

当町では、町民の意識の向上と地域活動を支援するため、福祉センターを地域の身近な活動拠点として利用の促進を図るとともに、主体的な地域活動を支援します。

また、学校の教育活動に対して地域住民や関係機関と連携し支援する体制の強化を図ります。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 生涯学習人材バンクの整備を行い、町民の社会活動への自主的な参加を促進する

□ 社会教育係

- ▷ 企業や関係機関と連携協力を図り、人材バンクの整備
- ▷ 人材バンクの利用促進を図るため、地域住民や学校等へ広く周知

(2) 学校と地域、関係機関との協働体制づくりが円滑に進むよう、地域学校サポート本部の機能強化を図り、地域と学校のつながりを支援する

□ 社会教育係

- ▷ 地域住民等へ地域学校協働活動について周知
- ▷ 学校と地域をつなぐコーディネーターの養成

子どもたちの可能性を伸ばし、健全な 心と体をはぐくむ

1 子どもの好奇心や探究心を伸ばす取組を充実させる

《 現状と課題 》

近年のめざましい情報化の進展は、人々の生活に豊かさをもたらした一方で、子どもたちが夢中になるオンラインゲームなどがあるように、間接体験や疑似体験が増加しました。

しかしながら、青少年期には見る（視覚）、聞く（聴覚）、触れる（触覚）、等の感覚を使い、自然や芸術などと直接触れ合う体験が必要で、これらが乏しいと、知的好奇心や学ぶ意欲に悪影響を及ぼす恐れがあります。

本町では、これまで様々な自然体験や児童劇鑑賞の実施、読書推進を図ってきました。

今後は子どもたちに驚きや感動、考えを深める力を育てるため、直接体験を重視した取組を進める必要があります。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 体験型学習を充実させ、子どもの好奇心と探究心を育てる

□ 社会教育係

- ▷ 学習支援事業「スキルアップスクール」の充実
- ▷ 宿泊体験事業「雪ん子塾」の充実

(2) 子どもの豊かな心を育むため、他の公共図書館や学校図書館と連携するとともに、本に親しむ環境を整備し、読書活動を推進する

□ 文化図書係

- ▷ 子どもの主体的な読書の支援と他の図書館との連携
- ▷ 移動図書館サービスの充実と読書のきっかけ作り

(3) 地域教育資源（歴史文化自然）を活用し、体験学習の実施や学校教育と連携し探究的学習を支援する

□ 文化財係

- ▷ 町民有志と協働し、自然体験事業等を実施
- ▷ 学校教育の取組みに、町民ボランティアと協働



雪ん子塾・クロスカントリー体験



猿留山道を歩く会

2 自ら気づき考え行動し、相手を思いやることができる 子どもを育てる

《 現状と課題 》

青少年期は、家庭で多くの時間を過ごしながら、学校や地域社会等において様々な人と関わりの中で自ら課題を見つけ、その課題を解決する力や社会性を身に付ける重要な時期です。

しかし、情報化社会になった今、スマートフォン所持の低年齢化が及ぼす影響として、コミュニケーション不足による人間関係の希薄化や個人への誹謗中傷などの問題も指摘されており、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しました。

本町では、少年団活動の支援や放課後児童クラブを通じて子どもたちの社会性を育てる取組を進めてきましたが、今後はさらに関係団体と連携して家庭教育を支援する必要があります。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 子どもの自立心や他人への思いやりを育むため、関係団体等と連携し、家庭教育を支援する

□ 文化図書係

- ▷ 関係団体等と連携し、家庭教育を支援
- ▷ 読書活動を通じて子どもの心を育み、家庭教育を支援

(2) 少年団本部と連携し、スポーツを通じて子どもの可能性を引き出し、健全な心と体を育てる

□ 体育振興係

- ▷ スキー教室など各種スポーツ体験講座の充実
- ▷ スポーツを通して心と体の成長を育む

(3) 児童クラブでの活動を通し、子どもがお互いを尊重しながら協力し合える関係を育てる

□ 児童クラブ係

- ▷ 子どもの情緒や子ども同士の関係に配慮した指導
- ▷ 子どもの意見を尊重した指導



かけっこ教室



えりも高校生による読み聞かせ

3 故郷を愛し、誇りをもてる子どもを育てる

《 現状と課題 》

自分の生まれ育ったまちや暮らしている地域をよく知ることは、その地域で暮らす楽しさや生きる喜びをもたらします。

特に、まちの歴史や文化を学んだり、直接触れたりすることは、子どもたちにまちを愛する心を育むとともに、将来にわたって人と人との結び付きをもたらすことにつながります。

本町では、これまでも郷土資料館等において、郷土学習に対する支援として町立学校へ学芸員や地元指導者の派遣、郷土資料を提供するなど行ってきました。

今後は、これら学校支援のほかに学校と連携して青少年リーダー養成事業への派遣や、社会教育事業へのボランティアなど働きかけをこれまで以上に行い、地域の良さや課題を客観的に見る力と地域社会に主体的に参画できる子どもを育成することが必要です。また、地域に対する更なる愛着や地域の活性化につながることも期待することができます。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 地域等の課題やよさを客観的に見つけ、ボランティア活動など地域社会に主体的に参画できる子どもを育てる学習活動などを支援する

社会教育係

- ▷ 青少年リーダー養成事業へ積極的な派遣
- ▷ 社会教育事業への高校生等の参画
- ▷ 達成感と成功感が得られ、自信を持たせる体験活動の充実

体育振興係

- ▷ スポーツを通じたリーダーの養成

文化財係

- ▷ えりも高校の探究的な学習について積極的にサポート
- ▷ えりも小学校とえりも高校の駒踊りやえりも岬小学校の襟裳少年神楽に対する指導の支援

知識や理解を深め、暮らしや人生を豊かにする

1 個々の興味関心を大切にし、主体的な学習や活動を支援する

《 現状と課題 》

本町では福祉センターや町民体育館、郷土資料館を拠点に、町民の芸術文化やスポーツ活動、自主的な活動に対して支援を行っています。

これらの活動は、日々の生活に潤いをもたらすとともに、地域社会の活性化にとって重要です。

しかしながら、会員の高齢化や指導者不足が原因で活動縮小を余儀なくされている団体も少なくなく、これら関係団体を支援し本町の生涯学習・スポーツの活性化を図ることが急務です。

また、町民一人ひとりの生涯学習活動を支援するために、個々のライフスタイルやニーズを把握することはもとより、学習の提供と環境の充実や、障がい者とともに学ぶ環境への配慮が必要です。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 学習活動を支援し、その成果の発表や個々の生活に活かせる機会を充実する

□ 社会教育係

- ▷ 文化祭の開催
- ▷ 文化協会やスポーツ協会、自主的なクラブ等への支援
- ▷ 生涯学習講演会や各種講座の内容充実
- ▷ 障がい者や交通弱者等に対する配慮

(2) 芸術文化の鑑賞機会を充実させ、町民に潤いある生活と豊かな感性を育む

社会教育係

▷ 町民芸術文化鑑賞会の開催

(3) 個々の教養や調査研究活動等の地域の学習拠点となる環境充実を図る

文化図書係

▷ 蔵書の充実を図る

文化財係

▷ 町民個々の探究（学びたいこと、知りたいこと）を支援

(4) スポーツ関係団体を支援して、生涯スポーツの活性化と充実を図る

体育振興係

▷ スポーツ協会及びその構成団体に対する積極的な支援

(5) スポーツの参加機会を拡充し、心身の健康と体力の向上を図る

体育振興係

▷ 町民スポーツ大会や各種スポーツ教室の充実

▷ 高齢者教室や学校体育授業でのスポーツ指導及び支援

(6) 地域文化財の保護とその活用を図るとともに、郷土芸能保存団体の活動を支援する

文化財係

▷ 町民と協働し「地域文化財の保護活用地域計画」を策定

▷ 郷土芸能保存会（2団体）への支援を強化

2 SNSの活用とICTの環境整備で、情報発信と 利便性を向上させる

《 現状と課題 》

ICT（情報通信技術）の進化は著しく、当町においても高速インターネット網のインフラ整備により、町民の多くがスマートフォンやタブレットを所有し、今や生活に欠かせない道具のひとつになりました。

このような時代において、当町でもICTを活用した学習情報の提供は行っていますが、オンライン配信等を活用した学習機会の提供や情報発信には課題があります。

若い世代への生涯学習活動を推進するためにもICT化は急務で、今後、施設におけるWi-Fi等の整備推進や職員へオンライン配信に必要な技術的な研修が不可欠です。

また、ICT化により公共施設の各種手続きの簡素化も図られ、町民の利便性向上にも期待できます。

《 基本方針・取組内容 》

(1) 生涯学習の推進と主体的な学習を支援するICT（情報通信技術）を活用した事業を計画し充実を図る

□ 社会教育係

- ▷ 各種講座の動画配信（オンデマンド）
- ▷ ICTを活用した障がい者や交通弱者等へ学びの配慮
- ▷ オンデマンド配信に必要な知識と技術を学ぶ研修の充実

(2) Facebook等のSNSを活用した情報発信に努め、町民へ学習成果や情報を提供する

□ 全係

- ▷ ホームページほかフェイスブックやインスタグラムを活用した情報の提供

(3) ITを活用し、図書サービスの向上を図る

□ 文化図書係

- ▷ OPAC (Online Public Access Catalog) 導入の推進

(4) 地域の宝 (文化財等) の情報発信を行う

□ 文化財係

- ▷ 郷土資料館 Blog の活性化
- ▷ 郷土資料の積極的な活用 (ミニ企画展等)

(5) ICTを活用した出欠管理など、各種サービスを向上させ、保護者への安心・安全と利便性の向上を図る

□ 児童クラブ係

- ▷ 登録申請や出欠管理、利用予定などICT化
- ▷ 安心メールを活用し、諸連絡の迅速化



←生涯学習講演会 (オンライン形式)



生涯学習講演会→
(オンライン形式・手話通訳)

余 白

第4章

第6次社会教育中期計画の評価について

余 白

1 評価目的

えりも町社会教育中期計画の評価は、第6期えりも町社会教育中期計画において定められた成果指標と目標について、翌年度以降の事業推進や第7次えりも町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）に反映させるために、計画最終年度の令和3年度まで毎年行う。

2 評価者

社会教育委員、社会教育課職員（係長職以上）

3 評価方法

次のSからDまでの5段階で評価する。

- S 目標達成
- A 上回る
- B 変わらない
- C 下回る
- D 見直し・廃止

なお、上記以外で「＝」は評価者が評価できない場合で、「－」は新型コロナウイルス感染症の影響により評価の項目から除外したもの。

4 評価結果

I 自ら学び、活動の成果がにつながる体制の充実を図る

基本方針							
1 学ぶ機会・環境の充実							
目標	施策	主な事業	評価				
			H29	H30	R1	R2	R3
学習ニーズに対応した学習機会の提供	出前講座の開催	まちづくり出前講座	A	S	S	A	—
町民の自主的活動の支援	社会教育関係団体事業の推進	各団体への助言指導	B	A	B	A	B
	自主的なクラブやサークルへの活動を支援	活動や成果を発表する場の提供	A	A	A	A	B
地域の人材や素材を活かした特色ある学習機会の提供	生涯学習講座の開催	趣味や教養の講座	B	C	A	—	—
	指導者情報の整備	人材バンク整備	C	C	A	—	A
成人（青年、女性、高齢者）教育の充実	青年層の人材育成と地域貢献の推進	公共施設環境整備（青年団体連盟）	A	B	A	A	A
	女性の学習や交流活動の推進	女性大会、つけものコンクール	A	B	B	—	—
	各地域高齢者教室の充実	各地区高齢者教室、スポーツ大会、教室生大会	A	B	A	—	B

基本方針							
2 社会教育推進体制の整備							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
学んだ成果が適切に社会で活かされる環境の整備	学習成果を発表する機会の提供	えりも町文化祭	A	B	B	A	B
	地域の課題に取り組む学習機会の提供	各種講演会	B	B	A	A	A
委員会等の活動充実	社会教育委員会議の充実	社会教育委員会議	B	B	B	B	B
ボランティアや指導者の育成	研修会等への派遣	生涯学習実践交流セミナー派遣	B	C	C	—	—
学習情報の提供	生涯学習だよりの発行	生涯学習だよりの発行、フェイスブック等による学習情報の提供	A	B	B	A	A

基本方針							
3 学習活動の拠点の整備							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
社会教育施設 の環境整備	スポーツ・文化 施設の整備に 係る先進地視 察の実施及び 協議	先進地視察	S	B	B	—	—
	維持補修計画 の整備	公共施設等総 合管理計画の 策定	B	B	B	A	—
社会教育施設 の機能やサー ビスの充実	図書館の機能 充実	各種図書コー ナーの充実、施 設見学におけ る体験機会の 充実	C	A	A	A	B
	郷土資料館の 機能充実	展示のリニュー ーアル、寄贈郷 土資料の整備 保存	B	B	B	A	A
	生涯学習コー ナーの整備	福祉センター ロビーの活用 の検討	C	A	B	B	B

II 健康増進と競技の技術向上や地域スポーツ活動をすすめる

基本方針							
1 スポーツ活動の充実							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
地域スポーツ活動の推進	スポーツ推進委員による事業の立案及び提供	町民マラソン大会の運営参加	B	B	A	—	—
	地区スポーツ指導員との連携による地域スポーツの底上げ	各地区スポーツ活動の開催	A	B	B	B	B
スポーツ環境の充実	出前講座の開催	高齢者教室等にスポーツ指導、学校体育授業指導	A	B	B	—	B
	ニュースポーツの普及、促進	高齢者教室等へ講習	A	B	B	—	B
	スポーツ合宿の推進	各少年団等、合宿の手続き事務	B	A	A	—	B

目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
競技の技術向上	少年団認定員の100%取得、指導者の育成	認定員講習への積極的な参加	A	A	B	—	B
	少年団本部加盟団体の活動内容の充実	施設等の有効利用、活動補助	B	B	B	B	B
	学校体育と指導者の交流促進	少年団指導者との連携（助言）	B	B	B	B	B
各種スポーツ競技大会への参加支援	スポーツ大会等の情報提供	道及び管内体育協会からの情報提供	B	B	B	B	B
	組織強化費の拡充	ふるさと納税を活用した事業	B	B	B	B	B

Ⅲ 地域全体で子どもを育てる体制づくりをすすめる

基本方針							
1 家庭の教育力の向上							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
家庭や地域による教育支援の推進	P T A や家庭教育学級への支援	P T A 連合会への助言指導、岬母会への助成	S	A	B	B	B
	地域における学校支援の推進	講師派遣（えりも駒踊り）	S	S	A	A	A
	家庭教育サポート企業の登録の推進	家庭教育サポート企業の登録	C	C	C	B	B
親子がふれあう事業の充実	親子プログラム事業の実施	アポイ岳登山（青少年育成会）	B	B	A	—	A
	親子サロン事業の実施	家庭教育ナビゲーターを活用した事業の実施	C	C	C	—	C

基本方針							
2 青少年の健全育成の推進							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
地域ぐるみで青少年を育成する体制づくりの推進	青少年問題協議会の開催	青少年問題協議会	B	B	B	B	B
	地域における青少年育成かつドへの支援	各地区の青少年健全育成会への助成・指導	S	S	A	B	B
	学習サポート事業の実施	スキルアップスクール	S	S	S	A	A
豊かな成長に必要な体験学習の提供	自然体験事業の実施	雪ん子塾	S	S	S	—	A
	ボランティア活動への参加奨励	社会教育関係事業への運営協力	B	B	B	—	A
	リーダー養成研修事業への参加奨励	ジュニアリーダーコースへの派遣	S	S	A	A	A
子どもが放課後に安心して生活できる体制づくりの推進	放課後児童健全育成事業の実施	えりも・庶野放課後児童クラブの運営	S	S	S	S	A
	子ども110番の家の登録推進	子ども110番の家	B	S	B	B	B

IV 芸術文化、歴史にふれる機会を持ち、地域を愛する心を次世代へつなげる

基本方針							
1 芸術・文化活動の推進							
目標	施策	主な事業	評価				
			H29	H30	R1	R2	R3
発表機会の充実	えりも町文化祭の開催	文化祭作品展、芸能発表会	B	B	B	B	A
	文化団体・指導者等派遣の環境整備	大会等出場に係る経費の一部助成	B	B	B	—	—
	個人・団体（企画立案者）への支援	企画への助言指導と会場の提供	S	S	A	A	B
芸術文化鑑賞機会の充実	青少年を対象とした芸術文化鑑賞会の開催	北海道巡回小劇場公演、劇団四季による心の劇場公演	S	S	S	—	A
	鑑賞機会と体験機会を併せた文化行事の開催	町民芸術文化鑑賞事業	D	C	S	A	A

基本方針							
2 伝統芸能の保存と文化財の保護							
目 標	施 策	主な事業	評 価				
			H29	H30	R1	R2	R3
郷土芸能の後継者育成と伝承	町郷土芸能保存会と保存会との連携強化	郷土芸能保存会への支援	S	S	S	A	B
	学校教育での学習推進	郷土芸能保存会に関する情報提供	S	S	S	A	A
	町内外における発表機会を設ける	灯台まつり等のイベントへの出演	S	S	S	A	B
地域資源に関する調査研究等の推進	文化財(国・町)、埋蔵文化財の保護と活用	猿留山道の国史跡指定手続き、小型風車建設の埋蔵文化財に係る対応	S	S	S	S	A
	希少生物の保護	豊似湖基礎調査、カワシンジュガイ保護の取組	B	S	S	A	A
	地域学習資源調査と活用	高齢者からの聞き取り調査、わらしゃんどえりもまるごと自然体験事業への協力	B	A	S	S	A

資料編

- ・ 答申
- ・ 諮問
- ・ えりも町第7次社会教育中期計画策定委員会設置要綱
- ・ えりも町第7次社会教育中期計画策定委員会策定経過
- ・ えりも町第7次社会教育中期計画策定委員名簿
- ・ えりも町民憲章
- ・ えりも町教育大綱

余 白

令和4年3月16日

えりも町教育委員会教育長 川上松美様

えりも町社会教育委員会委員長 中村幸子
(第7次社会教育中期計画策定委員会策定委員長)

第7次えりも町社会教育中期計画の策定について（答申）

令和3年6月23日付けで諮問のありましたこのことについて、策定委員会を設置し、これまで慎重に審議を重ね意見を取りまとめ、このたび「第7次えりも町社会教育中期計画」として答申いたします。

本計画は、まちづくりの総合的な指針である「第6次えりも町総合計画」と教育目標を基軸にした「えりも町教育大綱」との整合性を図りながら、「楽しく健やかに生きがいを実感できるまちづくり～持続可能な地域社会の実現を目指して～」をスローガンに、本町の社会教育のめざす施策や方向性を策定しております。

本答申が教育委員会をはじめ、町及び関係機関、団体においても十分に生かされ、今後の事業展開に広く反映されることを期待いたします。

令和3年6月23日

えりも町社会教育委員会委員長 中村幸子様

えりも町教育委員会教育長 川上松美

第7次えりも町社会教育中期計画の策定について（諮問）

えりも町は、まちづくりの総合的な指針として「輝く海と大地を次世代へつなげるまちづくり」を将来像とした第6次えりも町総合計画（平成28年度～令和7年度）、及び第6次えりも町社会教育中期計画（平成29年度～令和3年度）が策定されております。本町はこれらの計画に基づき、まちづくりに視点を置いた町民の学習活動を総合的に支援する生涯学習を推進してきました。

この間、少子高齢化による人口減少や世界全体で猛威を振るう感染症により、情報技術は急速に浸透し、既存の概念に捉われない新しい生活様式（ニューノーマル）も受け入れられつつあり、えりも町民を取り巻く生活環境や意識にも大きな変化をもたらしました。

一方では、地域社会や人との繋がりがもたらす価値や学びの重要性が再認識されており、このような時代の変化を的確に捉えた教育環境の整備が必要とされています。

このことから、町民一人ひとりが自分たちの暮らしにゆとりと潤いをもたらす生涯学習の充実と、地域社会に主体的に関わる協働の実現を目的に、今後5か年の社会教育の基本的方策と、これらを実現するために必要な具体的施策として、第7次えりも町社会教育中期計画（令和4年度から令和8年度）の策定について諮問します。

計画の策定にあたっては、第6次えりも町総合計画との整合性を図るとともに、第6次えりも町社会教育中期計画の反省評価を踏まえ答申くださいますようお願いいたします。

第7次えりも町社会教育中期計画策定委員会設置要綱

(令和3年教育委員会要綱第1号) 令和3年6月24日公布

(設置)

第1条 えりも町の社会教育に関し、地域の現状把握に努めるとともに、生涯学習社会の構築に向けた中期的かつ総合的な社会教育計画を策定するため、えりも町社会教育中期計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を置く。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、社会教育計画策定に係る次の事項について協議する。

- (1) えりも町における社会教育の現状と課題について
- (2) 今後のえりも町における社会教育の振興と方策について
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 策定委員会は、えりも町社会教育委員及びえりも町スポーツ推進委員をもって構成する。

2 策定委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問にかかる審議終了の日までとする。ただし、補充された委員は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(部会)

第7条 策定委員会に必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により選出する。

4 部会の議長は、部会長がこれにあたる。

(報酬等)

第8条 社会教育委員会議及びスポーツ推進委員会議を兼ねるため、策定委員の報酬及び費用弁償は支給しない。

(事務局)

第9条 策定委員会の庶務は、社会教育課社会教育係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第7次えりも町社会教育中期計画策定経過

月 日	内 容
令和3年 6月24日	教育委員会より社会教育中期計画策定委員会に対して社会教育計画の策定について諮問される
7月1日	第1回えりも町社会教育中期計画策定委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画策定の意義と考え方 ・ 中期計画の構成 ・ 中期計画の策定の手順と進め方 ・ 策定委員の委嘱及び委員長の選出 など
10月14日	第2回えりも町社会教育中期計画策定委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題に関する意見交換 ・ 計画の柱を設定
12月9日	第3回えりも町社会教育中期計画策定委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について意見交換
令和4年 2月24日	第4回えりも町社会教育中期計画策定委員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の最終案について意見交換
3月14日	第7次えりも町社会教育中期計画策定
3月16日	教育委員会に答申
3月24日	教育委員会において決定

第7次えりも町社会教育中期計画策定委員名簿

役 職	氏 名	備 考
策定委員長	中 村 幸 子	社会教育委員長
策定副委員長	高 橋 幸 輝	スポーツ推進委員長
策定委員	佐 藤 瑠 美	社会教育委員
〃	北 村 あづさ	社会教育委員
〃	高 橋 良 司	社会教育委員
〃	神 林 邦仁子	社会教育委員
〃	三 谷 秀 樹	社会教育委員
〃	川 村 健 太	社会教育委員
〃	佐 藤 裕 哉	社会教育委員
〃	村 木 宗 徳	社会教育委員
〃	東 敏 克	スポーツ推進委員
〃	高 田 拓 也	スポーツ推進委員
〃	工 藤 麻 未	スポーツ推進委員
〃	駿 河 辰 哉	スポーツ推進委員

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
事務局長	中 岡 利 泰	社会教育課長
事務局次長	増 田 仁	社会教育課長補佐
事務局員	駒 村 拓 也	文化図書係長
〃	幌 岩 崇 史	体育振興係長
〃	吉 原 和香奈	社会教育係主任
〃	北 村 拓 磨	社会教育係主事
〃	横 山 由 季	文化図書係主任
〃	山 口 聖 人	体育振興係主事
〃	運 上 英 幸	文化財係上級主事
〃	高 木 大 稔	文化財係学芸員

えりも町民憲章

(昭和五十五年二月二十九日制定)

わたしたちは、みどりの山脈と灯台の灯が点る海のまちえりもの住民です。

私たちは、開基百年にあたり、風雪に耐え郷土を拓いた先人の偉業をつぎ、理想郷を築くため、この憲章を定めます。

- 一. 健康なからだと心でいきいきと働き、産業を伸ばします。
- 一. きまわりを守って笑顔で協力しあい、人には親切にします。
- 一. 美しい自然と動植物を愛し、物を大切にします。
- 一. 文化と教養を高め、うるおいのある楽しい生活をくふうします。

えりも町教育大綱

I はじめに

少子高齢化や核家族化、高度情報化、グローバル化などとともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、ふるさとえりもで子どもたちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり自ら学び、学んだ成果を地域で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関しての総合的な施策の方針を示す「えりも町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

II 大綱の位置づけ

- ・ 大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定するものです。
- ・ 総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。
- ・ えりも町におけるまちづくりの最上位計画である「えりも町総合計画」を踏まえて策定いたします。

III 大綱の期間

- ・ 大綱の期間は、平成30年度から令和3年度までの4年間とします。
- ・ 計画の見直しは、社会経済情勢の変化や「総合計画」の改定に合わせ、必要に応じて行います。
 - * 第6期えりも町総合計画（平成28年度から令和7年度）
教育分野基本目標：人を大切にし、人にやさしいまちづくり
（教育、生涯学習、人材育成）
 - * えりも町教育大綱（平成30年度から令和3年度）

IV 基本目標

第6期えりも町総合計画における教育分野の目標を、大綱の基本目標とします。

「人を大切にし、人にやさしいまちづくり」

V 基本方針

学 校 教 育	基礎学力と豊かな心や健やかな体の育成を図る
	学校・家庭・地域の連帯を深め、開かれた学校づくりを推進し、「えりも型地域学校」を構築する
	教師の資質・能力と組織力の向上により、信頼される学校づくりを推進する
	教育環境の整備充実を図る
社 会 教 育	生涯を通じて積極的に学ぶことができる環境づくりを推進する
	関係団体と連携を図り、多様な学習機会の提供を推進する
	健康な生活を送るため、スポーツに親しむ環境づくりを推進する
	心の豊かさと、潤いのある生活を育む文化・芸術活動を推進する

VI 重点施策

- 基礎学力の育成
基礎的な知識・技能や思考力、判断力、表現力の向上を目指し、学習指導と学習習慣の確立に努めます。
- いじめ防止対策の充実
えりも町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行うとともに、道徳教育の推進と生徒指導の充実を図ります。
- 教育環境の整備
安心・安全な教育環境を確保し、情報通信機器の効果的活用など学校施設整備の充実を図るとともに、教職員個々の人間性・社会性・指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
- 生涯学習の推進
いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境づくりと、学びを支えるネットワークづくりを進め、学びの成果を暮らしや地域づくりに生かす取組を進めます。
- スポーツに親しむ環境づくり
明るく豊かな町づくりを目指し、各年齢層に応じたスポーツの振興を通じ、心身の健康保持や体力向上に向けた取組を進めます。
- 芸術・文化の振興
心の豊かさと潤いのある生活を実現するため、町民が主体的に芸術・文化活動に親しむことができるよう、環境づくりと機会の充実に努めます。
- 地域文化の継承
郷土「えりも」に伝承されてきた歴史遺産・伝統文化を保存・公開し、郷土文化の関心を高め、歴史と伝統を活かした創造・発信に努めます。

第7次えりも町社会教育中期計画

発行日 令和4年（2022年）3月31日

発行者 えりも町教育委員会

〒058-0204 北海道幌泉郡えりも町字本町357番地

（えりも町福祉センター内）

えりも町教育委員会社会教育課

TEL 01466-2-2526 FAX 01466-2-2524